



社長のための
経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 377 号

平成 31 年 1 月 31 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

**確定申告の「留意事項」を公表
配偶者控除や医療費控除の注意点**

国税庁は、2018年分の所得税等の確定申告スタートを目前に控え、「2018年分の確定申告における留意事項」をまとめて公表し、注意を喚起している。留意事項は、「配偶者（特別）控除が変わる」、「医療費控除について」、「住宅ローン控除の誤り等に注意」など全9項目。

配偶者控除については、2018年分確定申告から控除対象となる配偶者の範囲が拡大されたほか、高額所得者については配偶者控除が廃止・縮減されており、具体的な適用対象収入等を説明。対象となる配偶者控除の範囲は、配偶者の給与収入金額の上限が141万円から201万円（合計所得金額ベースでは76万円から123万円）に拡大されている。

医療費控除については、医療費の領収書の提出が不要になった代わりに、「医療費控除の明細書」（集計表）の提出が必要になる。また、医療費控除との選択で適用できるセルフメディケーション税制について説明している。

住宅ローン控除については、(1)住宅取得等資金の贈与についての贈与税の非課税特例（贈与特例）の適用を受けたにもかかわらず、その適用を受けた住宅取得等資金の額を、住宅の取得価額等から差し引いて住宅ローン控除額を計算しなかったケースや、(2)居住していた住宅について、譲渡特例の適用を受けたにもかかわらず、住宅ローン控除を受けたケースなど、近年目立っている適用ミスについて説明し、注意を喚起している。